

## 予算決算委員会厚生分科会記録

1 日 時 令和5年6月23日（金曜日）

開 会	午前 9時57分
休 憩	午前10時13分
再 開	午前10時19分
休 憩	午前11時03分
再 開	午前11時35分
休 憩	午前11時45分
再 開	午後 1時06分
閉 会	午後 1時11分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 9人

分科会長	金 谷 幸 則
分科会副会長	高 原 讓
委 員	岡 部 享
//	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	尾 上 一 彦
//	松 井 桂 将
//	高 田 重 信

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	藤沢 晃
管理部次長	山元 幸彦
参事（施設管理担当）	佐伯 誠司
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	開発 則幸
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	宮城 雅之
経営管理課主幹（調整担当）	喜多埜 英司

### 【福祉保健部】

部長	清水 裕樹
部次長	片山 正和
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	酒井 敦子
保健所長	瀧波 賢治
参事（保険年金課長）	泉野 敬之
参事（保健所次長）	野村 学
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
参事（保健所地域健康課長）	原 雅博
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	田近 淳
生活支援課長	谷澤 隆
指導監査課長	土地 満
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	山本 忠夫
介護保険課長	中島 志津子
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏

### 【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（少子化対策担当）	熊本 真紀
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
こども支援課長	温井 信之
こども保育課長	中川 美智留
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	岩滝 新太郎

### 【市民生活部】

部長	大沢 一貴
部次長	森川 知俊
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	浦田 純一
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	川越 直樹
婦中行政サービスセンター所長	久郷 元幸
参事（地域コミュニティ推進課長）	金井 誠
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
市民課長	長森 貴弘
市民協働相談課長	平井 聖子
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
細入中核型地区センター所長	堤 靖夫
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	宮田 千佳

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課調査係長	谷端 裕美子
議事調査課主任	竹之内 慧
議事調査課主任	江部 なな恵

## 7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和5年6月定例会の予算決算委員会厚生分科会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に押田委員、江西委員を指名いたします。  
各案件の審査につきましては各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。  
なお、質疑につきましては、議案に直接関係のあるものだけをお願いいたします。  
また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますよう、よろしくをお願いいたします。  
これより、病院事業局所管分に入ります。  
報告案件として提出されている  
報告第22号 令和4年度富山市病院事業会計予算繰越計算書、  
報告第25号 債権放棄報告の件中、病院事業局所管分、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

契約出納課長 〔報告第22号について、議案書により説明〕

医事課長 〔報告第25号について、議案書により説明〕

分科会長 それでは、これより質疑に入ります。  
質疑はありますか。

高田 重信委員 令和4年度富山市病院事業会計予算繰越計算書につ

いて、設備や機器の更新に必要な部品の納入が遅延したことによって、その間、診療や事業が遅れたなどの不都合等は発生しなかったのでしょうか。

契約出納課長 納期が遅れたことによる診療等への影響は、特にございませんでした。

高田 重信委員 次に、債権放棄報告の件について、この間、診療費を払ってもらえるようにいろいろと努力されたと思うのですが、どのように患者さんに対応されたのかお聞かせ願います。

医事課長 支払いにつきましては、まず、診療費が高額になっている方に対して、分割で払ってもらえるように促しております。そのほか、毎月の文書での催告や電話催告、あとは、徴収員が家を訪問しております。こちらにつきましては徴収計画を立てて対応しております。

高田 重信委員 それらの努力によって圧縮されたというか、回収された金額はわかりますか。

医事課長 今回、債権放棄させていただいたものは、そういった折衝を行った結果、本当にもう支払いができないというものの金額なのですけれども、時効経過による債権放棄が昨年と比べまして減っている状況です。その要因としましては、やはり分割して少しでも払ってもらえるような折衝を行っていますので、そのような努力による成果も一定程度見られると思います。幾ら減ったのかということは、具体的にはわかりません。

高田 重信委員 今、このような時代で、生活に困窮されている方もだんだん増えている中で大変な業務だとは思いますが、やっぱり市とすれば少しでも回収できるように、また努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

押田委員 議案書73ページに生活保護等で46万円余りとあ

りますけれども、この内容についてもう少し詳しく説明してもらえますか。

医事課長 生活保護等の内容としましては、生活保護受給者で、今後、社会復帰の可能性が見込めない方や、債権管理対策課に債権を移管して折衝などを行っているのですけれども、債権管理対策課から支払いを求めることが困難だという意見があった方を含んでおります。生活困窮で回復の見込みがないということで、今回、債権放棄したところであります。

押田委員 支払いを求めることが困難であるということの根拠が非常に分かりづらいと実は考えているのです。今までは生活していたけれども、病気にかかったことにより生計の道というか収入が断たれると、生活保護を選ぶ方がおられると。生活保護が認定された後は医療費がかからないと思うのですけれども、それより前に病院にかかったときの医療費は減免されるわけではないので、それが残ってしまうと。余裕がある人は生活保護を選ばないのですが、分割してでもお支払いされる場合、どうしても生活保護を受けながら債務を抱える形になってしまいます。そのような案件は多々あるのですか。

医事課長 支払いができないような患者さんにつきましては、院内のケースワーカーと連携を取って行政につなぐようにしているのですけれども、診療費がたまっていて支払うことができないとなると、やっぱり債権放棄という形になってしまいます。

押田委員 そうなると、債権を放棄することは病院側の話であって、患者さんからすると、生活保護でありながら、実質破産のような形を取るということですか。

医事課長 実際に破産したという報告が上がっているものもございませう。今回、破産等によるものとして100万円余りを報告しているのですけれども、こちらは破産された旨の通知が来て、債権放棄したものになっ

ています。

押田委員 生活保護となってしまった場合、払いづらいということで、病院としては債権放棄することになるのでしょうかけれども、生活保護に認定される前の分については先ほど言われたように債権管理対策課とうまく連携を取って、また生活保護からちゃんと復帰できるような手はずについても、当局と連携を取りながら進めてください。よろしくお願いします。

松井委員 同じページですけれども、時効経過とはどのような意味でしょうか。

医事課長 富山市民病院の債権は私債権となりまして、税金などの公債権とは扱いが少し違います。私債権には民法の規定によって時効がございまして、令和2年からは時効が5年になったのですけれども、それまでは3年であったと。時効が来たものについては、支払いの見込みがないとなれば債権放棄しています。

松井委員 そうしたら、この25件は、その下の5件、16件、32件とは別に債権放棄したという意味ですよね。

医事課長 はい、そうです。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会病院事業局所管分を終了いたします。

午前10時13分 休憩

~~~~~  
午前10時19分 再開

分科会長 これより、厚生分科会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。  
議案第83号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

福祉保健部次長 〔福祉保健部所管分の概要について、議案説明資料により説明〕

福祉政策課長 〔議案第83号中  
新型コロナウイルス感染症対策基金費について、議案説明資料により説明〕

生活支援課長 〔議案第83号中  
生活保護事務費について、議案説明資料により説明〕

障害福祉課長 〔議案第83号中  
心身障害者福祉推進事業費について、議案説明資料により説明〕

保健所地域健康課長 〔議案第83号中  
感染症事業費について（新型コロナウイルスワクチン接種事業）、議案説明資料により説明〕

保健所保健予防課長 〔議案第83号中  
感染症事業費について（新型コロナウイルス感染症対策事業）、議案説明資料により説明〕

- 分科会長        それでは、これより質疑に入ります。  
                     質疑はありませんか。
- 高田 重信委員   議案説明資料3ページの生活保護システム改修について伺います。(3)事業内容のうち、①に「改定に伴う」とありますが、この改定は定期的に行われるものなのか、今回のみなのか、また②の調査項目の見直しの点について説明をお願いいたします。
- 生活支援課長    まず①の改定につきましては、概ね5年に一度、国で見直しが行われておりますので、それに対応するものでございます。  
                     ②の調査項目の見直しの詳細ではありますが、生活保護の申請と廃止に関する項目、あと、小・中学校の児童・生徒や高校生に支給している学習支援費に関する項目について、国から新たな調査項目が加えられたということで、それに対応できるようシステムを改修するものになります。
- 高田 重信委員   大体分かりました。  
                     それで、この基準額の改定によって生活保護者の受取り金額は上がる予定なのでしょうか。
- 生活支援課長    生活保護基準については、まずは住んでいる市町村ごとに地域差が設けられております。また、年齢や世帯の人数ごとの基準も設けられておまして、今回それぞれ増減が示されたところであります。  
                     加えまして、今回、物価高騰や足元の社会経済情勢等を総合的に勘案し、臨時的・特例的な措置として当面2年間、1人当たり月額1,000円の特別加算も設けられています。国からは、今ほどの特別加算を行ってもなお基準の見直しにより減額となる世帯については、現行の生活保護費を維持するようにと示されておりますので、現状維持もしくは増額という形での見直しになります。
- 高田 重信委員   ②の調査項目の見直しによって、生活保護の申請をする意欲がそがれるなどという心配はないのでしょ

うか。

生活支援課長 この調査項目は、あくまで福祉事務所から国へ報告しているもので、集計する内容が変わることになります。実際に世帯に対して調査を行うものではなく、国に報告する数値の調査であります。

江西委員 この見直しは継続的・定期的に行われているということですが、まず補正額の積算と申しますか、見積りはやっぱり特定の会社から取ったものなのでしょうか。

生活支援課長 本市において生活保護の事務を行う際に使っている基幹システムについては、特定の会社が開発したもので、結構多くの福祉事務所が導入しているシステムになります。

江西委員 ですので、今回の予算額については特定の会社からの見積りで一要件は、幾つかの企業が競合してこの価格が決定されているのかどうかということです。

生活支援課長 あくまで開発元は1社でありまして、その1社から見積りを取っております。パッケージとなるシステムを導入してそれを更新することになるのですが、その開発元から調達できる代理店が県内には1社しかございませんので、そこからの見積りになります。

高田 重信委員 議案説明資料4ページの補正額の積算根拠について、事業内容と併せて聞かせてもらえますか。

障害福祉課長 800万8,000円の内訳につきましては、新型コロナウイルス感染者が発生した事業所に対する助成につきまして、各事業所の種別ごとに上限額が設けられております。上限額の大きいものとして施設入所支援や療養介護といった事業所がありますが、実際にどの種別の事業所で幾つ発生するのかは分からないので、上限額の大きい事業所で幾つか発生するという想定で積算しております。

具体的に申しますと、施設入所支援は上限単価が101万3,000円で、4施設分の405万2,000円を要求しております。また、療養介護の施設は上限単価が197万8,000円で、2施設分の395万6,000円を要求しております。これらを合わせまして、補正額を800万8,000円と積算しているものでございます。

高田 重信委員 分かりました。

(3)のイに関してはどのような内容ですか。

障害福祉課長 (3)のアにつきましては、現に新型コロナウイルスの感染者が発生した事業所への助成ですが、イは、感染者が発生した事業所にほかの事業所から応援に行った場合で、例えば特別に人員確保を行ったケースなど、応援していただいた事業所に対してかかった費用を助成するメニューになっております。

高田 重信委員 そうしたら、先ほど言われた施設入所支援4か所と療養介護施設2か所以外から応援に行ったところに助成するということですか。

障害福祉課長 そういうことでございます。  
ただ、実はこの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が発生したときから国のメニューとして実施しておりまして、今回4年目になるのですが、これまで富山市におきましてはアのケースだけが発生しておりまして、イの助成対象となったケースはございません。

分科会長 この項目でほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、ほかの項目で質疑はありませんか。

高田 重信委員 議案説明資料5ページ、6ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業についてですが、6ページの

表のうち12歳以上の「5月8日～8月」のところに「上記以外の方」と矢印が書いてあり、接種はできないと。今、各対象者にいろいろと案内などが送られていると思うのですが、その中にこのことはしっかり書いてあるのでしょうか。私も見ていないのですが、勘違いされる方が結構いるのではないかとこの心配があるのです。

保健所地域健康課長 本年5月8日以降、接種券をお持ちでない方に対してはこちらから発送させていただいているのですけれども、その封筒の中にどのような方が対象となるのかを記載したチラシを入れさせていただいて、自分が対象となるのかを確認してもらっています。

岡部委員 (3)アについて、①は令和5年春開始接種の対象者ということで、初回接種された方で、65歳以上や基礎疾患のある人などと記載してあります。②は令和5年秋開始接種ということで、こちらは5歳以上の者となっています。③についてちょっと分かりにくかったのでお聞かせいただきたいのですけれども、小児と乳幼児の接種ということですが、これは春なのか秋なのか、どちらでしょうか。

保健所地域健康課長 議案説明資料6ページの図を見ていただきたいのですけれども、5月8日から実施しております春開始接種については、初回接種一ワクチンを初めて打つ方は対象となりません。対象は、初回接種を終えられた方となります。初回接種を終えていない方につきましては、春開始接種、秋開始接種の両方とも対象外になります。新型コロナウイルス感染症が発生してからこれまでずっとワクチン接種を続けてきておりますけれども、まだ一度も打たれていない方については、打てる機会を別に設けていくものでございます。

岡部委員 春や秋などといった区分はなく打てるということでのいいのですか。

保健所地域健康課長 委員のおっしゃるとおりで、まだ打っていらっしやらない方については、特例臨時接種という期間が令和6年3月31日まで1年間延びたのですけれども、この期間内であれば、希望者で対象となる年齢などの要件を満たしている方については打つことが可能です。

岡部委員 改めて、秋や春という区分は関係ないということですね。

（「はい、そうです」と発言する者あり）

岡部委員 次に、先ほどの説明で、今回は秋開始接種に係る補正だと聞いたのですが、それで合っていますか。今回の補正額の内容を教えてください。

保健所地域健康課長 繰越予算として令和4年度から5億9,941万8,000円を繰り越す形になっているのですが、春開始接種に係る費用は概ねこの金額の中に収まる予定です。ただ、ワクチン接種は医療機関の方々に御協力いただいているのですけれども、やはりそこに対する予算が少し足りないということなので、今回の補正につきましては、春開始接種に係る費用も少し含めた金額での要求となっております。

岡部委員 春開始接種あるいは秋開始接種の対象人数は、予算上は何人ぐらいですか。

保健所地域健康課長 今回の補正予算要求に当たり市で見積もった人数につきまして、春開始接種の対象者は、前年秋開始接種—令和4年の秋から開始したオミクロン株対象ワクチンですけれども—これを接種された方を基準にするようにという指針が国から出ておりまして、13万4,000人と試算しております。秋開始接種につきましては19万人と試算しております。

岡部委員 最近の接種状況を見ると非常に低くなっているというか、3回目ぐらいまでは非常に高いのですけれど

も、それ以降、かなり低くなっているのです。当然、予算ですから最終的にどれだけ使ったのかということになるのですけれども、ぜひちゃんと接種していただくことも含めて進めていただきたいと思います。

もう一つですけれども、接種券について、本市のホームページには、接種対象者以外も含めて、前回接種から3か月以上経過した12歳以上の方に送ると記載されています。これは前にもあったのですけれども、対象外の人に配布すると接種が受けられると勘違いするのです。私も直接保健所に問合せをしたことがあるのですが、そこら辺の周知についてはどう考えておられますか。

保健所地域健康課長

今回、対象となる方につきましては、65歳以上という形で制限されております。また、基礎疾患を有する方、医療従事者という制限もございますが、それらを市で把握することが難しいため、接種対象者につきましては、65歳以上だけに限らず、年齢要件—今回は5歳以上になりますけれども—を満たす方で前回接種が終わられた方については、全て対象として送らせていただいております。

その際に、先ほど高田 重信委員から御指摘がありましたとおり、封筒の中に接種対象となる方についての分かりやすいチラシを入れて配布させていただいているということでございます。

岡部委員

昨日ですか、さいたま市の医療機関のことをニュースで見ましたけれども、いわゆる期限切れのワクチンを打ったということでした。このチェックについて、市として何か実施されていますか。

保健所地域健康課長

接種されたものにつきましては、予診票という形で接種者の情報が市に集まっております。その際に、接種した方の情報を入力するのですけれども、その際にワクチンの情報も入れることとなります。最終的には、このワクチンの情報で期限切れかどうかをチェックできることとなります。

- 岡部委員 後遺症は見られていないということですが、後追いのチェックのような感じでちょっと心配な気がします。  
私からは以上です。
- 松井委員 春開始接種についてはもう既に始まっていますけれども、秋開始接種は9月以降ということで、具体的に9月のいつ頃かということは今の時点では分からないのですか。
- 保健所地域健康課長 春開始接種については、本年5月8日から開始するという国の通知に基づいて実施しています。  
秋開始接種につきましては、6月に国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会があり、その中でワクチンをどうするのかという方向性だけは示されておりまして、新聞報道にもありましたが、新しくXBB対応ワクチンを使っていく方針だということで、事務説明会の案内は市にも来ております。ただ、いつから開始するのかということについては、ワクチンがいつから供給されるのかについてははっきりとしたスケジュールは国でもまだ決まっていないようでして、開始時期そのものについての国からの連絡はまだございません。
- 押田委員 議案説明資料5ページの(3)イ①報償費の個別接種促進支援金は医療機関にお支払いするものだという説明がありましたが、1医療機関当たり幾らで、何件ぐらいあるのでしょうか。
- 保健所地域健康課長 個別接種促進支援金につきましては、国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業のうち、市町村が実施するものとして個別接種促進のための支援が示されております。この中で、ワクチンの個別接種に協力する診療所が週100回以上の接種を一定の期間内に4週以上行った場合に、1回当たり2,000円の支援金を支払うこととなっております。なお、この事業につきましては、令和5年3月31日までは県が実施主体として行われてきましたが、

国の方針により実施主体が市町村に変更されたものでございます。

押田委員 本年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が二類相当から五類に変わりましたけれども、この報償金は全く変わらないのですか。

保健所地域健康課長 国の方針では、今回、市町村が実施するものとして示されておりますけれども、これまでは支援の対象が医療機関とされていたものが診療所に特定されたという点で、違いがあるとは聞いております。

押田委員 さらに②委託料の中にワクチン接種委託料という記載があって、これがいわゆるワクチンの接種代金だと思うのですけれども、これについても、感染症法上の分類が二類相当から五類に移行したとしても金額は変わらないということでしょうか。

保健所地域健康課長 これまで新型コロナウイルスワクチン接種事業を進めてまいりましたが、その中でワクチン接種委託料の単価の変動はございません。

押田委員 最後に、③その他として5,000万円ぐらいの記載がされており、何らかの形で国の補助金の対象になるものが上がっていると思うのですけれども、内容をもう一度説明していただけますか。

保健所地域健康課長 ③その他として示しました4,944万8,000円の内訳でございますけれども、まずは、接種券の再交付や接種証明の交付などの事務を行う職員の人件費があります。2つ目に、広報掲載料や接種券送付に係る郵便料などの事務費がございます。3つ目として、小児・乳幼児のワクチン接種をする医療機関については、やっぱり少し手間がかかるということで、昨年度から引き続いて1件当たり1,000円の補助金を支出しております。それから4つ目として、富山市まちなか診療所でもワクチン接種を実施しておりますけれども、支払い方が委託料とは異

なり、繰出金として支出しております。

分科会長 関連で質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、ほかの項目で質疑はありませんか。

高田 重信委員 議案説明資料7ページの(3)事業内容のイの報償費について、16医療機関と金額の内訳を聞かせてもらえますか。

保健所保健予防課長 こちらの16医療機関につきましては、定点医療機関として県が指定している医療機関になっておりまして、内訳としては、内科が6、小児科が10でございます。  
金額につきましては、季節性インフルエンザと同様に1か月当たり4,100円の協力金をお支払いすることになっております。

高田 重信委員 確認ですが、インフルエンザの場合も定点医療機関には1か月当たり4,100円という金額を支払うのですか。

保健所保健予防課長 同じ金額でございます。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第83号中福祉保健部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第15号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計算書、第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、  
報告第25号 債権放棄報告の件中、福祉保健部所管分、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部次長 〔報告第15号について、  
議案書により説明〕

長寿福祉課長 〔報告第25号について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前11時03分 休憩

~~~~~

午前11時35分 再開

分科会長 これより、厚生分科会子ども家庭部所管分の議案の審査を行います。  
議案第83号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3

款民生費中、こども家庭部所管分  
を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども家庭部次長 〔こども家庭部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

こども保育課長 〔議案第83号中  
施設整備補助事業について、  
議案説明資料により説明〕

こども健康課長 〔議案第83号中  
障害児通所支援事業所等に対するサービス継続支援  
事業について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

高田 重信委員 議案説明資料3ページについて、補正額は77万1,  
000円ということで、事業内容等を見ていると予  
算が少ないのではないかと危惧するのですが、いか  
がでしょうか。積算について教えてください。

こども健康課長 この事業につきましては、令和3年度、令和4年度  
も実施しておりまして、令和4年度の実績額が75  
万2,000円となっております。  
現在の感染状況や、新型コロナウイルス感染症の感  
染症法上の分類が五類に移行したことも含めまして、  
前年度ベースで、放課後等デイサービスの事業所が  
上限額で申請した場合に、3か所分に対応できる金  
額で補正額を計上しております。

分科会長 この案件で、ほかに質疑のある方はいらっしゃいま  
すか。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、ほかの項目で質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第83号中こども家庭部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第15号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計算書、第3款民生費中、こども家庭部所管分、第4款衛生費中、こども家庭部所管分  
を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども健康課長 〔報告第15号中  
障害者福祉事務費について、  
心身障害者福祉事業費について、  
出産・子育て応援事業費について、  
議案書により説明〕

こども保育課長 〔報告第15号中  
私立保育所等補助事業費について、  
議案書により説明〕

こども支援課長 〔報告第15号中  
児童健全育成事業費について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会こども家庭部所管分を終了いたします。

午前 11時45分 休憩

~~~~~

午後 1時06分 再開

分科会長 これより、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を行います。  
議案第83号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

地域コミュニティ推進課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第83号中市民生活部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第15号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計算書、第2款総務費中、市民生活部所管分を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会市民生活部所管分を終了いたします。  
これで、6月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
分科会長報告については、正・副分科会長に御一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和5年6月定例会の予算決算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和5年6月定例会  
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 金 谷 幸 則

署名委員 押 田 大 祐

署名委員 江 西 照 康